

承認第3号の資料

「寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条 項	条 例 見 出 し	改 正 要 旨	改 正 前	改 正 後
都 市 計 画 税	附則第2項	法附則第15条第32項の条例で定める割合	法律改正による項ずれの改正	第33項	第32項
	附則第3項	法附則第15条第38項の条例で定める割合	法規定の新設にあわせて新設(わがまち特例の割合を定める規定)		規定の新設
	附則第5項から第10項まで	宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例	法律改正にあわせて改正	令和3年度から令和5年度	令和6年度から令和8年度
	附則第12項	都市計画税に関する読替規定	法律改正による項ずれの改正		項繰上げ